

労働基準関係法令違反に係る公表事案

長野労働局

最終更新日：平成30年1月25日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
ペイントマン竹村塗装店	長野県大町市	H29.2.1	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第519条	高さ2.5mの作業床の端に手すり等を設けることなく、労働者に作業を行わせたもの	H29.2.1送検
(株)ファインプラス 伊那事業所	長野県伊那市	H29.3.22	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生施行令第13条 労働安全衛生規則第27条	厚生労働大臣の定める基準を満たしていないエレベーターを使用して、労働者に梱包資材を運搬させたもの	H29.3.22送検
(株)銀亭	長野県佐久市	H29.7.25	最低賃金法第4条	労働者1名に、1か月間の定期賃金合計約16万円を支払わなかったもの	H29.7.25送検
(有)エヌ・ケー・ピー	長野県諏訪市	H29.9.14	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第158条	ドラグ・ショベルと接触するおそれのある箇所に、労働者を立ち入らせていたもの	H29.9.14送検
(株)吉澤総業	長野県松本市	H29.10.12	労働安全衛生法第14条 労働安全衛生法施行令第6条 労働安全衛生規則第360条	高さ2m以上の地山の掘削の作業を行わせるにあたり、作業を直接指揮していなかったもの	H29.10.12送検
(株)ヤツレン	長野県南佐久郡南牧村	H29.12.7	労働基準法第104条の2	労働基準監督官から報告を求められた際に、虚偽の賃金台帳を添付した報告書を提出したもの	H29.12.7送検
(有)ますだ製作所	長野県小県郡青木村	H29.12.8	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第131条	プレス機械を用いて労働者に作業を行わせる際に、身体の一部が危険限界に入らないような措置を講じなかったこと	H29.12.8送検
(有)小山商会	長野県飯山市	H30.1.10	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第519条	高さ約7.6mの屋根の端で安全帯を使用させる等せず、労働者に作業を行わせたもの	H30.1.10送検
大和電機工業(株) 諏訪事業所	長野県諏訪市	H30.1.17	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第101条	揺動装置の回転軸に覆い等を設けることなく労働者に作業を行わせたもの	H30.1.17送検

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
信濃ブロック（有）	長野県飯田市	H30.1.18	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第151条の3	フォークリフトを用いて作業を行わせるにあたり、あらかじめ作業計画を定めなかったもの	H30.1.18送検
（株）イノウエ	長野県上田市	H30.1.18	労働基準法第32条	労働者1名に、36協定の締結・届出を行うことなく、違法な時間外・休日労働を行わせたもの	H30.1.18送検
（株）石川製作所	長野県佐久市	H30.1.25	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第524条	屋根張替作業において、歩み板を設ける等踏み抜きによる労働者の危険を防止していなかったもの	H30.1.25送検